

建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について

平成30年度6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、学校に限らず、広く一般の建築物を対象とした既設の塀について、下記の安全点検をお願いいたします。

ブロック塀等の構造基準は、建築基準法で定められています。過去の災害を機に、何度か構造基準が見直されており、昭和56年6月以前に築造されたものは、現在の基準に適合していない場合があります。

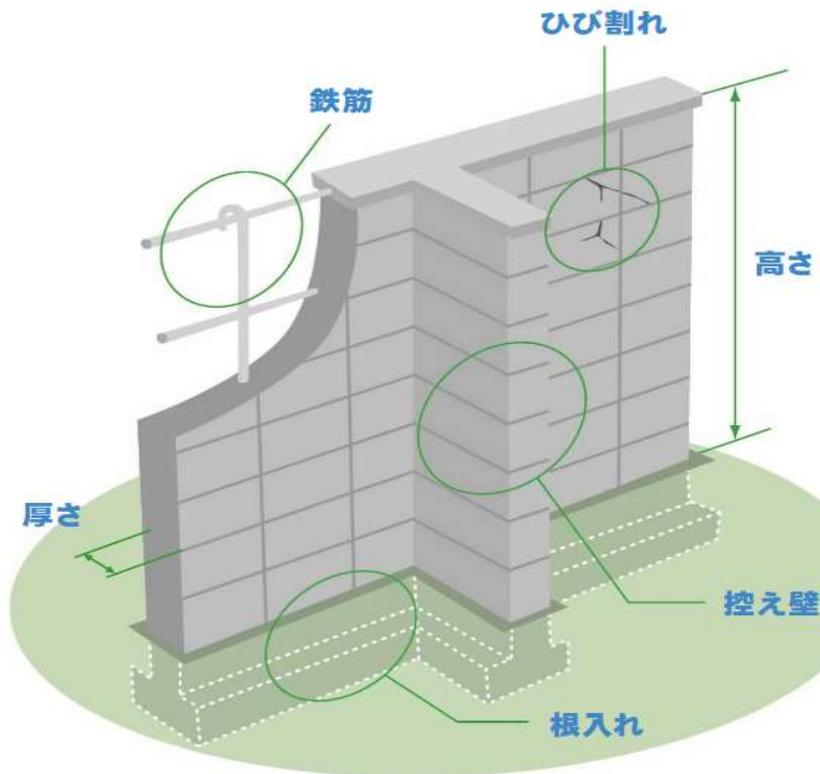
また、基準に合ったブロック塀等であっても、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、地震への備えとして、日頃から異常がないか点検することが大切です。

次のチェックポイントにより、ご自身が所有・管理するブロック塀等の安全点検を行ってください。

ご不明な点があれば、下記の問合せ先へご相談ください。

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

詳しい問合せ先は

- ・美咲町役場建設課 ☎ 0868-66-2874
- ・旭総合支所産業建設課 ☎ 0867-27-3116
- ・柵原総合支所産業建設課 ☎ 0868-62-1116